

【口座管理料の徴収開始に関するFAQ】

Q	「口座管理料」とは何ですか？
A	お客様の口座を管理するための費用となります。なお、一定の条件（お預かり資産200万円以上など）に該当するお客様は無料とさせていただきます。
Q	「口座管理料」は全員が対象となりますか？
A	保護預り口座、外国証券取引口座など口座の種類に関わらず、当社に口座を開設されているお客様全員が対象となります。なお、一定の条件（お預かり資産200万円以上など）に該当するお客様は口座管理料を無料とさせていただきます。
Q	「口座管理料」の支払いはいつから必要ですか？
A	平成30年3月末を基準として、平成30年8月よりお支払いいただきます。
Q	「口座管理料」は預かりがなくても必要ですか？
A	お預かりがなくても「口座管理料3,240円（税込）/年」が必要となります。
Q	「口座管理料」の支払いはどのようにすればいいですか？
A	お客様のMRF・預り金から「口座管理料3,240円（税込）/年」を自動引落しいたします。平成30年8月から始まる口座管理期間の場合、平成30年8月初旬の自動引落しを予定しております。
Q	「口座管理料」を支払わない場合はどうなりますか？
A	口座管理料をお支払いいただけない場合は、お取引を停止させていただきます。また、口座を解約させていただく場合がございます。
Q	『口座管理料の徴収開始のお知らせ』の＜免除条件①および②＞に記載のある「お預かり資産の評価額」はどのように判定されますか？
A	「1年間（4月～翌年3月）の月末お預かり資産の平均」または「3月末のお預かり資産」の多い額に基づいて判定いたします。
Q	『口座管理料の徴収開始のお知らせ』の＜免除条件②＞に記載のある「2親等以内のご家族」の詳細について教えてください。
A	お預かり資産1,000万円以上のお客様（代表者）の「配偶者」および「二親等以内の血族」が対象となります。なお、お客様（代表者）からのお届け（※）が必要となります。 ※お預かり資産1,000万円以上のお客様に対して、平成30年2月以降にご案内する予定です。